

平成 27 年度 第 2 回 門真市子ども・子育て会議
就学前教育・保育部会 議事録

- 1、日 時：平成 28 年 2 月 24 日（水） 午後 2 時～午後 2 時 45 分
- 2、場 所：門真市役所 本館 2 階 大会議室
- 3、出席者：合田 誠、須河内 貢、山元 真紀、邨橋 雅広、黒石 美保子
- 4、事務局：こども未来部 河合部長、南野次長
こども政策課 山課長 湯川課長補佐、山中主任、山本係員
保育幼稚園課 宮下課長、花城課長補佐、
- 5、傍聴者：1 名
- 6、議 題：1. 幼児期の教育・保育に係る今後の確保方策について
2. 地域型保育事業の認可について
3. 利用定員の設定について
4. その他

7、議事録

事務局： (開会)

本日 5 名の委員の方に出席いただいております、過半数の 4 名を超えておりますので、この会議は成立しております。

また、本日は、1 名の方に傍聴に来ていただいておりますので、すでに入っております。

続きまして、本日の資料確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは会議に入らせていただきます。

議事録の作成を行いますのでまた録音させていただくんですけども、録音システムの関係で本日お手元のマイクのスイッチを入れていただくと録音する仕組みになっておりますので、お手数ですがご発言の際に必ず前のボタンを押していただいておりますので、お手元のところが光るのをご確認いただいておりますようよろしくお願いします。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、部会長に一任したいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

部会長： (部会長挨拶)

それでは、第 2 回目の会議を開かせていただきます。

それでは議事次第に沿って進めさせていただきますけれども、はじめに「議題 1 幼児期の教育・保育に係る今後の確保方策について」事務局より説明をよろしくお願いいたします。

事務局：それでは、議題 1 についてご説明いたします。資料 1 をお願いします。

議題1につきましては、前回の会議で、現時点での利用状況をお示しした中でいただいたご意見を踏まえ、今後の確保方策の進め方を提示させていただくものでございます。

まず、上段に現状の確保策として、計画での確保の進め方の考えを記載しております。計画におきましては、計画期間の5年のうち、27年度から29年度につきましては既存施設での拡充を行い、その後30年度以降は、新規事業者も含めた拡充を行うこととしております。また、既存施設の拡充の進め方といたしましては、主に3点を想定しており、①保育所での定員拡充、②幼稚園の認定こども園化、③地域型保育事業の認可の3つの方法により確保を進めてきたところでございます。

しかしながら、前回ご意見をいただきましたように現在、確保策の変更を要する状況が発生しており、まず1点目が、利用者数が計画の見込み数より大幅に増加し、計画していたよりも早急に待機児童の解消に取り組む必要があることでございます。今年度の年度末までの利用見込数につきましては、前回の会議でお示しいたしましたが、今回待機児童の毎年の推移を参考資料として追加でお配りしております。

資料番号が前後いたしますが、本日机に置かせていただきました参考資料4をお願いします。

こちらは、平成23年度から今年度までの待機児童数の推移で、毎年4月1日時点の待機児童は発生しておりませんので、統計を取っております10月1日時点の数のみをお示ししております。

上の折れ線グラフ部分が合計数で、毎年度増減を繰り返しておりますものの、今年度は最も多い数字となっております。

また、下の棒グラフが年齢ごとの内訳となっております。左から0歳児、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児となっております。内訳を見ていただきますと、待機児童のほとんどが0、1、2歳児、その中でも0歳児が突出している状況が見えていただけるかと思えます。この過去からの推移も踏まえると、今年度は全体数としては、増加している状況でございます。

資料の1に戻りますが、利用数の増加と合わせまして、2点目の現状としてお示ししておりますのが、将来的に見込まれます児童人口の減少を考えると、できるだけ既存事業者による事業実施を優先することで、不要な施設整備や将来の余剰を少なくできるとの趣旨で、既存事業者による拡充をより進めやすくするためには、各事業者の、新制度開始後の現在の意向を踏まえた方策へと修正する必要があるのではないかということでございます。

この2点の状況を踏まえまして、確保策の変更案を下段の表にお示ししております。

まず、1段目の確保策についてであります。全体の考え方としましては、まず、既存事業者による確保をより進めるため、先ほどの3点の既存施設の拡充の考え方を再度整理し、既存事業者が現在の施設による定員拡充を行う場合に加え、新設し拡充する場合も含むよう変更したいと考えております。これにより、現在待機解消に協力したいと考えていただいている事業者による確保が進みやすくなるものと考えております。

また、一方で待機解消を早急に取り組む必要性も高いため、既存事業者による確保が28年度の意向調査により困難だという状況になれば、計画の1年前倒しを行い、その次の年度である29年度からの新規事業者の募集を実施する必要があると考えております。

具体的な進め方を、2段目以降に記載しておりますが、まず、今回の部会で方向性を確認いただき、その後、3月の子ども・子育て会議で答申をいただいたのちに、先ほどの確保策の修正内容をもとに進めさせていただきます。28年度に入りましたら、事務局において27年度内の最終利用数の集計を行うとともに、今後の不足数の見込みを再算定いたします。

また、市内の既存事業者の皆様に対しましては、新たな方向性をご説明したうえで、改めて今後、定員拡充を行うご意向があるかについての意向調査を行います。

また、この意向調査は、保育所、幼稚園、認定こども園に対して行い、施設整備を含めたご意向の確認を行います。

なお、現在のところ、やはり既存施設だけでは不足する可能性が高いため、29年度以降の新規募集を想定しますと、既存事業者に対する最終の意向調査となってまいります。

次に、その意向調査の結果を取りまとめ、その後再度部会を開催させていただき、調査結果を踏まえた今後の方策についてご審議いただくこととしており、必要に応じて、複数回開催させていただきたいと考えております。

その結果、定員拡充を希望される事業者がおられた場合は、その後施設整備等を進めていただくとともに、新規募集が必要となった場合は、次年度の予算化に向けて進め、29年度より新規募集手続きに入らせていただきたいと思います。

合わせて、29年度以降も、毎年の利用数を集計したうえで、その時点での状況による方策の審議を行っていただくことと合わせ、必要に応じた計画の見直しの検討も行ってまいります。

議題1の説明については、以上でございます。

部会長：ありがとうございました。

ただいま事務局より、議題1についての説明がありました。

この議題では、前回の会議で、現時点における教育・保育の利用状況を踏まえた皆様方からの意見をもとに、再度提示された修正案について審議したいと考えております。

前回の会議の中で、待機児童の解消を早急に進める必要性のことや、既存施設で解消する方法を考える、それらを踏まえた上で新たな方策を提示されましたけれども、ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご意見やご質問はございますか。

邨橋委員： 本当によくご検討いただきまして有難うございます。

この歳児別の表というのを今回初めて出していただき見ていると、やはり0・1・2歳児を優先的に待機児童の解消を考えていかなければならないということになります。

保育園では定員拡充ですけれども、保育園の定員拡充の場合、施設を拡充しないと今の状態では出来ませんよね。

それが出来る可能性はどうか。

2番目の幼稚園の認定こども園拡充について、前回言いましたように門真の幼稚園の規模の大きい所は公定価格の問題が隠れているのと、わりと定員もたくさん抱えていらっしゃるって、協力したいんだけど定員のことを考えた土地も無いしということの中で、市としては今どういうことを考えられるのか。

3番目地域型保育事業の認可ということについては、その展望というか、それぞれの拡充の計画について見通してみたいなものをお話しいただけたらと思います。

部会長： 邨橋委員からのご質問についてよろしくお願いいいたします。

事務局： まず保育所の定員拡充につきましては、おっしゃるとおり0・1・2歳の解消・拡充をした場合は当然それに伴いまして、3・4・5歳児も増えていくこととなります。その中で、やはり一定の施設整備が必要になってくるという状況が見込まれます。

事業者が施設整備も併せて計画された場合にはこちらの方も保育的拡充事業にのっとって対応できますのでそちらの選択も我々は期待するところでございます。

2点目の幼稚園の状況についてでございます。

確かに邨橋委員がおっしゃるとおり大規模施設になりますと、なかなか認定こども園化という状況が厳しいというような状況が見えてきておるという中では、市としましては幼稚園に0・1・2歳、3号をとっていただいて、認定こども園化して頂くということが一番待機児童の解消が進むと思っておりますので、期待するところではございますが、事業者側のご意向もあるとこ

ろと考えておりますので、そこは前回の審議でもなかなか難しい部分が見えてきたというふうに考えております。

3点目の地域型保育事業認可ということでございますが、前回もご意見をいただいたとおり幼稚園のご意向にも小規模であれば可能だという考えを持っておられると聞いておりますので、そのあたりにつきましては小規模保育施設は0・1・2歳の定員を確保する事業でございますので、そういった事業にたくさん手が上がれば、待機児童の解消にはつながりますのでそこは大いに期待するところでございます。

部会長： 郵橋委員いかがでしょうか。

郵橋委員： 基本的に既存の施設で頑張れるところは頑張って、それでもとなると新規事業もということになるわけですね。

事務局： そうですね、既存事業者による新規事業についても期待しております。

郵橋委員： ということは、端的に言いますと私立幼稚園で小規模が出来るのであれば、新規事業ということで止めていたところがやっていただけの方でということですね。

事務局： そうですね、今回、前回の議論も含めまして示させていただいた案では、既存事業者による新規事業も含まれますのでそういった小規模事業も含むという認識です。

郵橋委員： ありがとうございます。

部会長： 郵橋委員よろしいでしょうか。

郵橋委員： はい。

部会長： 他、何かございませんでしょうか。

郵橋委員： もう一つ、これで予算化された時に、28年の9月議会で予算化されるのでしょうか。

事務局： 現時点の想定では、最短で28年度9月議会の補正にのせて予算を確保した上で事業を進めていただけるようなスケジュールをいったんは引いております。

郵橋委員： 一応、29年で0・1・2歳を受け入れられるような形にしようとしたら、あまり大きい改修だとか年度をまたがるよりも、コンパクトに動けるのを期待されているのか。

事務局： 結果的に2カ年にまたがった場合におきましても、現状の施設整備でもそういう状況になっていきますので対応させていただく考えです。

当然早い整備が望ましいですが、2カ年にまたがることも想定しております。

郵橋委員： ありがとうございます。

部会長： よろしいでしょうか。

特にご意見がないようですので、次の議題に移らせていただきます。

それでは、「議題2 地域型保育事業の認可について」、事務局より説明をお

願います。

事務局：それでは、議題2について、ご説明いたします。

議題2の資料説明に入る前に、今年度から初めて委員に就任いただいている方もおられますので、改めてこの会議で議題2と議題3を諮らせていただく趣旨について触れさせていただきたいと思っております。

参考資料の1をお願いします。

この資料は、「認可」と「確認」についての説明資料となっております。

新制度の下で、施設や事業が給付の対象となるためには、左側部分の認可を受けた上で確認を受ける必要がございます。認可につきましては、定員19人以下の地域型保育事業のみ門真市が認可を行います。その上で、認定こども園や保育所も含むすべての施設・事業に対して、資料右側部分の確認手続を踏んでいただきます。

この確認手続を行うに当たりまして、認可定員の範囲内で、毎年の利用定員を設定することとなっております。

これは、各市町村が今後5年間の教育・保育の確保策に関する計画を策定したうえで、給付費を支払う主体になっておりますことから、計画の進捗を見ながら、利用定員の設定を行う必要がある関係で、この会議にも諮らせていただくものでございます。

2ページ目をご覧ください。法的位置づけを記載しておりますが、この2つの手続に関して、地域型保育事業の認可につきましては、改正児童福祉法の第34条の15第4号において、保護者や当事者の意見をお聴きすることが義務付けられており、また確認の際の利用定員の設定につきましても、子ども・子育て支援法第77条第1項第1号、第2号の各号において、審議会等での意見をお聴きすることとなっておりますため、本日の議題とさせていただきます。

それを踏まえまして、地域型保育事業の認可についての説明をさせていただきます。資料の2をお願いします。

資料の2には、市に申請のあった2件の事業についての概要を記載しております。

また、該当事業の認可基準について一番右側に記載し、中央の列には各事業者ごとの必要数を記載しておりますので、合わせてご覧ください。

まず、1件目がたんぼぼ保育園でございます。こちらは、認可外保育施設として昭和51年より運営をしておられる事業者で、申請事業の類型としましては、小規模保育事業のB型となっております。

事業類型につきましては、参考資料2でお示ししておりますが、小規模保育事業B型につきましては、定員6人以上19人以下の保育事業で、その中でも

B型は、保育所の分園と家庭的保育の中間的な類型となっており、この小規模保育B型の認可基準を、申請内容と照合し、資料2に記載しております項目を中心に確認を行っております。

認可定員としましては、8人となっております、内訳は0歳児が2人、1歳児と2歳児が各3人でございます。

施設の概要といたしましては、鉄骨造2階建ての1階部分を使用し、子どもに関する保育室や調理設備等を配置されます。

保育室等の面積については記載のとおりで、基準を満たしております。屋外遊戯場につきましては、敷地内にないため、近隣の公園を屋外遊戯場として活用されることとなっております。

また、職員数につきましては、認可基準を照らし合わせると、子ども8人に対して3人の保育士または保育従事者が必要であり、そのうち半数以上の2名以上の保育士配置が必要となります。

さらに、基準上必要となる調理員、嘱託医に加え事務員を配置することとなっております。

開設時間につきましては、延長保育も含め、12時間の開所を行うこととなっております。

食事提供につきましては、園内での調理設備で自園調理し提供することとなっております。

3歳児以降の連携施設につきましては、現在未設定ですが、今後市も含めて調整を行い、経過措置期間の5年間での設定を予定されております。

次に、2件目がなごみ広場でございます。

こちらは、NPO法人により運営され、こちらも認可外保育施設として平成17年より運営をしております。

申請事業の類型としては、先ほどと同じ小規模保育事業のB型となっております。

認可定員は、14人となっております、内訳は0歳児が3人、1歳児が5人、2歳児が6人でございます。

施設の概要といたしましては、木造2階建ての建物を現在建設中であり、1階には、1歳児の一部と2歳児の保育室・保育室等、また2階には、0歳児と1歳児の一部の乳児室・ほふく室等を配置されます。

保育室等の面積については記載のとおりで、基準を満たしております。

屋外遊戯場につきましては、こちらも敷地内にないため、近隣の公園を屋外遊戯場として活用されます。

また、職員数につきましては、認可基準を照らし合わせると、4人の保育士または保育従事者が必要であり、そのうち半数以上の2人以上の保育士配置

が必要となります。

そのため、3人の保育士と4人の保育従事者、また基準上必要となる調理員、嘱託医に加え看護師を配置することとなっております。

開設時間につきましては、延長保育も含め、11時間半の開所を行うこととなっております。

食事提供につきましては、園内での調理設備で自園調理し提供することとなっております。

3歳児以降の連携施設につきましては、こちらも現在未設定ですが、今後市も含めて調整を行い、経過措置期間の5年間での設定を予定されております。なお、主な基準については以上ですが、詳細な項目につきましては、事務局で確認を行っており、主な部分として、資料の下部分に記載しております点について、過去の財務状況や現在の財産の状況などから経済的基礎について確認し、またこれまでの実績から経験等について確認しております。

また、認可後につきましては、1年に1回、市が実地検査を行うこととなっており、運営面や会計処理等について、適切に行われているかを確認していくこととなっております。

議題2についての説明は、以上でございます。

部会長：ありがとうございました。

詳細に、なぜ市の方が認可するかという点をもう一度確認ということでご説明していただきました。

今、2つの小規模保育事業の申請内容について説明がありました。

現在も、認可外保育施設として運営されているところからの移行だということでございます。ただいまの説明につきまして、何かご意見等ありましたらよろしくお願いたします。

邨橋委員：質問ですが、連携施設はどういう状況でしょうか。

事務局：園の方からも他の保育園や認定こども園になられたところに働きかけをされていると聞いているのですが、やはり施設が3・4・5歳といえどもかなり厳しい状況の中でなかなか受けていただきにくい状況とお聞きしております。ただ経過措置期間が5年ということになっておりますので、先程の説明にありましたとおり調整に入らせていただくのと、あともう少し定員拡充が進んでいきますと、ますます3～5歳につきましては計画上そんなに必要ではないということになっているんですが、やはり0・1・2歳に伴って増やされる部分もありますので、計画の見込上よりも少し膨らんだ状態で確保されるようにこちらも期待しておりますので、そちらの方で受けていただくよう調整していくか、また公立施設での受け入れも含めて調整、検討させていただきたいと思っております。

部会長： 郵橋委員よろしいでしょうか。市の方がそういう形でいくと。

他にいかがでしょうか。よろしいですか、大丈夫でしょうか。

他にご意見等がないようですので、次の議題に移らせていただきます。

それでは議題3の利用定員の設定について事務局より説明をよろしく願いいたします。

事務局： それでは、議題3につきましてご説明させていただきます。資料3をお願いします。

改めて、利用定員についての説明を記載しておりますが、利用定員とは、施設型給付又は地域型保育給付の対象として確認手続を行う際に「認可定員」の範囲内で設定する定員となっております。認可定員より少なく設定することも可能ですが、門真市においては、保育定員の不足が見込まれる状況ですので、利用定員を設定する際の考え方といたしましては、最大数である認可定員を持って利用定員としたいと考えております。

それを受けまして、各施設の定員を表にしてお示ししております。この定員数につきましては、28年4月1日より新たに新制度の給付の対象となる施設や事業、また施設種別を変更する施設について載せております。

網掛け部分は、現行より施設種別や定員数に変更があった部分でございます。はじめに北部区域でございますが、4園ございまして、古川園につきましては、保育所から幼保連携型認定こども園に移行され、1号定員を12人増やされます。また、なごみ広場とたんぼぼ保育園については、先ほどの議題での認可事業者で、認可定員の増員となりますので、それぞれ、14人、8人の定員拡大となります。

次のふじ幼稚園につきましては、幼保連携型認定こども園に移行され、2号定員を50人、1号定員を150人設定されます。

続きまして南部区域でございますが、三ツ島保育園につきましては、施設種別を保育所から幼保連携型認定こども園に変更され、定員に変更はございません。

また、たちばな幼稚園につきましては、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行され、1・2歳の3号定員30人と2号定員48人の合計78人の保育定員と、1号定員を140人設定されます。

これにより、今回提示している利用定員の合計を下の段に記載しており、このうち、27年度と比較して28年度当初に増加する定員といたしましては、3号定員は52人、2号定員は98人、1号定員は302人となっております。

今回は、年度当初の4月1日付けで定員設定するもののみ記載しておりますが、来年度の8月や10月など、年度途中で定員を増やされる予定もございませぬため、最終的な年度途中の定員数は、まだ増える見込みでございます。

参考資料3は、前回の会議資料と同じ資料でございますが、このうちの28年度の定員は、その年度途中も含めて確保予定の定員を記載しておりますため、今後の確保の予定としては、前回の会議でご説明したとおりでございます。議題3の説明については、以上でございます。

部会長：ありがとうございました。

ただいま事務局より、この4月1日から新たに新制度の施設に移行するなどによって、利用定員を設定する内容について説明がありました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見や質問ありましたらよろしくお願いたします。

邨橋委員：私立幼稚園は近隣市の広域利用の方が多いですね。

各園の1号の広域利用の方が何人くらいいらっしゃる、2号で他市から来られている方がどれくらいいらっしゃるかなど、そちらの方がこれから大事になってくると思います。

私立幼稚園で本当に他市との境界線のところであって、門真にあるけれども門真市よりも他の子どもが多い園もありますので、他市からの流入流出を含めてどれぐらいの状況なのかということも把握する必要があるからあると思うので、もし出来るならば、そのようなことも調べていただいて、その数値を提示していただけたらありがたい。

園ごとにやはり事情も変わるし、それに合わせて定員の設定などもまた可能性はある。機会があればそれも一度調べていただきたい。

部会長：よろしいでしょうか。ご要望みたいなことだと思うのですが。

事務局：門真の、特に新制度の1号に移られた園に関しては、進行管理との中で利用状況を把握しないとイケませんので、何人門真の子がいるのかは把握させていただかないと逆にイケなくなるので、そうした形でお伺いする中で他市の状況もお聞きしようと思っております。

私学助成のところは、今、毎年度の意向調査の時に現在の利用状況ということでお聞きしておりますので、それを正式な形でいただこうと思いますが、新制度に移っていなくても私学助成も含めて把握した方が良いというご意見ですよね。

邨橋委員：どの園もその年によって、例えば大阪市からの利用でも、ある年ない年、その年によってバラバラなので、多分その年度にならないと分からない部分もあると思いますが、ただそれをある程度積み重ねてきますと、大体この地域でどれぐらいの利用がというのが出てくると思います。

これから先定員を考えていくときに必要じゃないかと思ひますし、施設が境界線のところにあるところなどは、門真の子ども入れたいけど実質来るのかなという問題とかも出てくるので、そちらの話を市がするとき市事情で

何人という形になってしまうと、やっぱり広域利用されていた幼稚園から移行したところについては問題は大きいので、それぞれ各市で協議会がありますが、そちらでも同じように話が出ているはずなので、そういう資料を持っていただいて検討していただけたらいいと思います、その意味で是非調べていただけたらありがたい。

事務局：また集計を取りまして、何かの折にご提示させていただきたいと思います。

部会長：是非よろしく願いいたします。

邨橋委員よろしいでしょうか。

邨橋委員：はい。

部会長：他いかがでしょうか。

他にご意見がないようですから、最後に、「議題4 その他」として、事務局より何かありましたらよろしくお願いいたします。

事務局：その他といたしまして、今後の予定についてお知らせさせていただきます。

繰り返しとなりますが、次回の会議は全体会議を3月11日（金）午後2時より、こちらと同じこの会議室で開催いたします。全体会議では、前回と今回の会議でいただいた意見などを、事務局で答申書としてまとめてお示しいたと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、この部会につきましては、28年度に入りまして、6月頃の開催を予定しております。詳細の日程については、また調整の上で、ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

合わせて事務連絡をさせていただきます。先日、すでに3月11日の会議の開催通知を送付させていただいておりますが、その際に、委員報酬のお支払の手続きに必要となるマイナンバーについてのお知らせを同封しております。

こちらにつきましては、次回の全体会議の際に回収させていただきますので、大変お手数ですが、報酬の支払いがある方のみ、次回の会議にご持参いただきますようお願いいたします。なお、本市の他の会議等に出席され、すでに提出されている方につきましては、再度提出の必要はございませんので、事務局の方までお申し出いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

部会長：ありがとうございました。

邨橋委員：何度もすみません。

前回の時にも問題になりました保育士確保策のことですけれども、守口が先生一人当たり月額8,000円の補助を出すということを公表されましたけれども、門真市は如何でしょうか。

実は今もこの4月からの先生がいまだに決まらなくて、昨年4月から募集をかけていても最後の一人のパートさんが決まらなくて、この4月で辞める

方いらっしゃるいませんかと声をかけるぐらいなんですわね。

やはり先生の費用の問題とか給料の問題というのが、これから先大きくなって、守口もそこを注目されたから出たと思いますが、以前の子ども・子育て会議で言いましたけれども、寝屋川市では保育士バンクのような登録制のものを作っておられて、そちらの方で募集をかけられて紹介いただくという事業もありますので、是非そのようなこともご検討を前回も課題として出たのでよろしく願いいたします。

部会長：ありがとうございました。

今邨橋委員からありました要望につきましても、ご検討の一つに加えていただけたらと思います。

何かその他につきまして、事務局よりの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお伺いしたいんですけども。

山元委員：関係ないことで申し訳ないですけども、今日いただいた資料4を見させてもらって25年度からは急激に待機児童の数が増えているみたいなんですけれども、それは何か、例えば幼稚園自体の数が減ったから待機児童が増えたとか、逆に幼稚園の数が減っていないのに、そもそも門真に子どもがたくさん生まれてきているようになったから園の方が追いつかなくて待機児童が増えているだとか、何か明確な原因があるんでしょうか。

事務局：大きな要因の一つとしまして27年度から保育要件が広がったということがまずございます。

これが26年度から27年度にかけて増えた要因でございます。24年から25年にかけて一度76人から126人まで急激に伸びたんですが、ここは正直色々分析もかけたんですが、はっきりとした要因はこれといったものが分からない部分もございます。ただまあ急激に伸びているということ踏まえまして25年度から26年度にかけては私立幼稚園さんの方に新制度の前倒しのような形で1・2歳児の受け入れを少し始めていただいたりとか、あとは認可外の保育施設ではありますが、そちらに対して保育料を補助させていただいた。そういったところで認可施設には入れないけれども、認可外、市の補助を行っている認可外施設の方で受け入れが進んだということで25年度から26年度にかけては、一旦数字が落ちたというような形になっております。ただ新制度に伴って要件が広がったことと、おそらく子ども・子育て新制度が世間的にもかなり話題になっておりますので、申し込みの方がそれに触発された形で増えたのかなとは思いますが、地域的にも、ここの地域が突出してとかいうようなものは見受けられませんので、少しですが全体的に増えているような状況が現状でございます。

26年度から27年度で伸びたのはそういったことかと思われま。

山元委員：門真市自体で子どもが増えたというそういう訳ではないのですか。

事務局：門真市の子ども数自体は総数としては減っている傾向にございます。ただお申し込みの保育施設の申し込みの方の数は増加している状況が見受けられますので、就労される方が増えてきているのは現実かなと思います。

邨橋委員：これは個人的な見解ですけども、実は門真市の人口は微減しています。ところが世帯数は増えています。ということはひとり親家庭の方が増えているという状況で、当然働く人が増えて、その分がこちらに反映してるのではないかなと私は個人的に思っています。本当にそれがそうなるかというのは分からないんですけども、確かに離婚される方は幼稚園なんかでも結構いらっしやいますし、年度途中でもありますし、それが要因かなという気はします。

部会長：いかがでしょうか。さまざまな要因が今も邨橋委員からありましたような経済的事情とか、多分絡んでのこういう待機児童の関係にあるかもしれないと思います。

他大丈夫でしょうか。今の最後の説明でこの1回2回にわたる会議の答申というのを、この次回全体会におかけするということによろしいでしょうか。

山元委員：分かりました。

部会長：特にないようでしたら、本日の議題は全て終了いたしました。以上をもちまして、「第2回門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会」を終了いたします。皆様ありがとうございました。

以上